

会 議 録

◆会議名

令和2年度第1回恵那市文化財保護審議会

◆開催日時

令和2年8月17日（月） 14時00分～16時15分まで

◆開催場所

恵那市役所 会議等中会議室

◆出席者

（委員）

A（会長）・B（職務代理者）・C・D・E・F・G・H

（事務局）

生涯学習課：鷹見健司・三宅唯美・三宅英機・塚本恵伍・西部良治

◆欠席者

（委員）

I

◆議題

- 1-① 市指定史跡プレ縄文遺跡（堀田遺跡）の開発について（諮問）
- 1-② 市指定史跡大井城（鷹撃谷城）の開発について（諮問）
- 2-① 明治天皇大井行在所改修工事について（報告）
- 2-② 長屋門移設工事について（報告）
- 2-③ 令和元年度の文化財関係事業について（報告）

◆配布資料

令和2年度第1回文化財保存審議会資料集

◆記録方法

発言者の発言内容ごとの要点記録

◆挨拶■ (14時00分開始)

課 長 : 生涯学習課長の立場でご挨拶させていただきます。本審議会において暑い中参加いただきありがとうございます。特に今年度はコロナウイルス禍の状況で、皆様にはマスク着用などご無理を言いながら開催させていただきます。

本日の議題は役員の互選、笠置町にあるプレ縄文遺跡（堀田遺跡）が国家プロジェクトでもあるリニア建設に伴う送電線の資材置き場として、史跡地を利用したいという開発相談と、大井城の宅地開発に伴う相談など少々重い案件もありますが、よろしくお願いいたします。

事務局 : 令和2年度の事務局体制を順次紹介。

事務局 : 続きまして、前会長のご逝去により任期途中にて交代となった会長職と職務代理者の役員の互選に移ります。意見等がなければ事務局案を提示させていただきます。（事務局一任の声）それでは事務局案として、会長をA、職務代理者としてBを選出いたします。（拍手）

会 長 : 改めまして皆さんこんにちは。自分も委員の中で一番古参となりましたが、皆さんのお力添えをいただき、文化財を守っていききたいと存じます。

職務代理者 : □□からの選出となりますが、会長を補佐しながら頑張りたいと思います。

◆審議開始

議題1-① : 市指定史跡プレ縄文遺跡（堀田遺跡）の開発について

事務局 : 昭和32年の指定に基づき、管理者は昭和44年から文化財の管理者になっていました。県指定の山本栄一氏のコレクションもこの地から出土しています。最近リニア工事に伴う資材置き場として中部電力が所有者の紡績会社に借り受け、使用後笠置の姫栗区がその土地を寄付によりもらい、開発計画を予定しています。

現在のところ、老朽化した建物は除却され、一部基礎と舗装面が残されています。そこで、中部電力、笠置区から基礎は取り外してほしいという要望が出ているので、基礎部分と基礎設置時に入れた土砂のみを取り除き、基礎撤去時に土が剥がれることは想定内として基礎を取ることを予定しています。その後の姫栗区の開発は、内容を精査し場合によっては本発掘調査なども視野に入れて、協議を進めることになると思います。

会 長 : この件について、質問や意見がありますか。私から聞きたいが、堀田遺跡は昔のこともあって、あまり全容が分かっていない。遺物は出ているが黒曜石の尖頭器の数が文献によっては異なるなどもある。遺物の調査をもう一度行ってほしい。遺物はいつ掘られたものだろうか。

事務局 : 戦前の開発時とも推測されるが、元々姫栗小学校があった場所です。

G : こうした広大な土地を開発するときには手順などは簡単にできるものか。遺跡の上に開発することは、大変だった記憶があります。

事務局：発掘届など県に提出する書類が生じますが、開発できないわけではない。

会長：ほかに何か質問などがありますか。（意見なし）

議題 1-②：市指定史跡大井城（鷹撃谷城）の開発について

会長：それでは、議題 1-②の市指定史跡大井城の開発について、事務局の説明をお願いします。

事務局：この案件も議題 1-①と似ていますが、昭和 41 年に市指定にされて、文化財としての管理者は恵那市教育委員会です。しかし、ここについては番地指定や土地所有者の同意がなく、今回平坦部の突端について開発業者が宅地開発をしたいと相談がありました。これを受けて、3 月 16 日～27 日まで開発希望地を試掘調査したところ、地面から遺物や遺構などが出なかったのも、今後業者の開発計画を聞きながら、永久構造物の道路などについては発掘調査などを視野に入れながら協議し、最終的には堀切と土塁部分の明確な個所を市指定範囲とすることを考えています。

会長：ご意見や質問がありますか。大井城が市内に 2 つあることについて、何か経緯が分かりますか。

事務局：残念ながら城の名を示す根拠資料はないです。

会長：事務局内で、開発協議が出たらよく精査して進めていただきたいと思います。

議題 2-①、2-②：明治天皇大井行在所改修工事と長屋門移設工事について

会長：それでは議題 2-①の行在所工事と議題 2-②の長屋門の移設工事について一括報告をお願いいたします。

事務局：この議題は同じ場所にて一体的に整備を考えていますので、行在所と長屋門の事業について一括報告します。昨年の審議会でも一度報告させていただいております。行在所は全体を市指定文化財にしておらず、コミュニティセンターとしての利活用も考えているので、指定範囲は御座所隣接の 3 室とトイレ、お風呂、中庭の部分となっています。

長屋門についても令和 2 年 7 月 27 日～令和 3 年 3 月 1 日までの工期で計画図のように進めていきます。

会長：このイメージ図のとおりですか。

事務局：行在所と長屋門の外観については、このイメージ図のようになると思います。

議題 2-③：令和元年度の文化財関係事業について（報告）

事務局から文化財保護行政について、伝統芸能の補助と文化財保護に伴う八方にらみの龍の補助、正家廃寺資源センターの撤去、岩村歴史資料館の便所改修工事などの記載事項を一括説明した。

E：この八方にらみの龍はいつ修理されましたか。

事務局：昨年の１０月～１１月の秋ごろと思います。絵天井の龍の眼部分から大雨が降った時に雨水が落ちると聞いたので、現場確認をし、その後修理をしてもらい１０万円ほどを補助しています。

H：撤去した正家廃寺の資源センターはその後何か作るのでしょうか。

事務局：史跡指定範囲の中になりますので、そのまま史跡として保護することになります。今回は、あの倉庫が史跡の景観に合わないことを地元住民からも指摘されていたので、その対応もあり撤去いたしました。

E：武並神社の防火訓練などに呼ばれる際、文化財保護審議委員としての紹介も当日していただきたい。参加者がどんな人なのか知ってもらう機会にもなります。

事務局：承知しました。

職務代理者：閉会の挨拶

この後、プレ縄文遺跡、大井城、明治天皇大井行在所の順で現場確認を行い、事務局から遺跡の内容、事業など説明した。その場で委員と意見交換をして会議の日程を終了した。

（１６：１５ 分会議終了）